

財政福祉委員会

説明資料(1)

国民健康保険制度改革（都道府県単位化）について

目次

1	愛知県国民健康保険運営方針について	1
2	国保事業費納付金について	2
3	都道府県単位化後の本市国民健康保険料の考え方について ..	3
4	今後の予定	4
5	その他の国の改正予定事項（保険料関係）	4

平成29年12月12日

健康福祉局

1 愛知県国民健康保険運営方針について

(1) 県内の保険料水準の統一について

県運営方針最終案より

- 地域の実情に応じた保険料水準の平準化
将来的な保険料水準の平準化に向け、医療サービスの均質化や医療費の適正化などの取組は進めていくが県が示す市町村ごとの標準保険料率については、当分の間、現在の医療費水準を反映する設定を原則とする。

(2) 法定外一般会計繰入金等の赤字解消・削減の取組の方向性

県運営方針最終案より

- 赤字市町村は、収納率の向上や医療費適正化等の取組を進め、新たな赤字が発生しないようにするとともに、目標年次を踏まえ計画的に保険料率を適切な水準に近づけていくことなどにより、赤字の計画的・段階的な解消に努めるものとする。
なお、被保険者の保険料負担が短期間で著しく増加しないよう配慮し、関係者の納得と理解が得られる範囲で現実的な赤字の解消・削減を進めていくものとする。
- 法定外の一般会計繰入金のうち、解消・削減すべき範囲は、決算補填等目的のもの合計額とする。

・決算補填等を目的にしたものと目的以外のものの分類

区分	本市の保険料軽減策
決算補填等目的のもの	<ul style="list-style-type: none">・ 国庫不足補填・ 保険料未収分補填・ 非自発的失業者の保険料軽減
決算補填等目的以外のもの	<ul style="list-style-type: none">・ 均等割 3%引き下げ・ 年度間調整・ 保険料の減免額に充てるため（条例減免）・ 地方単独事業の医療給付費波及増等

2 国保事業費納付金について

県は、平成 30 年度ベースの国保事業費納付金（以下「納付金」という。）を算定するため、仮係数による納付金の試算を行った。当該試算額について、平成 29 年 11 月 13 日に県内市町村に対して説明が行われた。

(1) 試算条件

- 国より示された仮係数をもとにした平成 30 年度予算ベースの試算
- 平成 30 年度から拡充される国の財政支援約 1,700 億円のうち、約 1,500 億円を反映
- 激変緩和措置は平成 30 年度に適用予定の基準により実施

(2) 県試算額

区 分	納付金額
本 市	689 億円
県全体	2,132 億円

(参考) 前回試算結果 (9 月 12 日)

ア 試算条件

- 平成 29 年度に新制度を導入すると仮定した場合の試算
- 平成 30 年度から拡充される国の財政支援（約 1,700 億円）のうち、約 1,200 億円を反映
- 激変緩和について予行

イ 県試算額

区 分	納付金額	保険料必要額
本 市	674 億円～685 億円	600 億円～611 億円
県全体	2,132 億円	未公表

注：本市の試算額は、激変緩和のパターンにより幅がある。

(3) 試算の激変緩和措置の適用基準

- ・平成 28 年度 → 平成 30 年度の納付金増加率が、104.91%（1 人あたり医療給付費の平均伸び率等）を超えた市町村が激変緩和対象
- ・54 市町村のうち 37 市町村が激変緩和措置の対象となっている。

※今回の試算における本市の納付金増加率は 102.26%で激変緩和措置の対象外

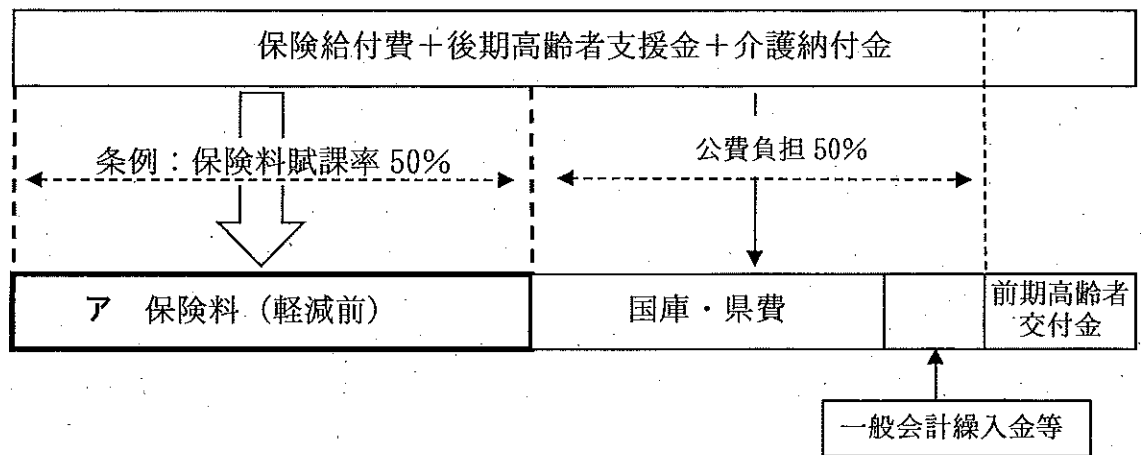
3 都道府県単位化後の本市国民健康保険料の考え方について

(1) 方向性

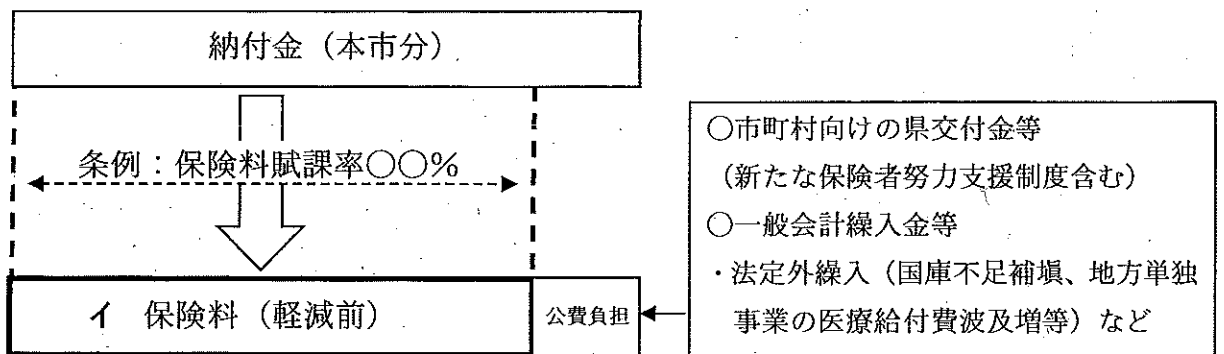
- 現行の保険料水準を維持
 - 保険料賦課の考え方を継続する。
 - 均等割 3%引き下げなどの軽減制度を継続する。

(2) 保険料賦課の考え方

○ 現行の算定方式



○ 平成 30 年度以降の算定方式



- 現行の賦課率 50% 分の上図ア保険料（軽減前）と 30 年度の賦課率 〇〇% 分の上図イ保険料（軽減前）について、1 人あたり金額が同水準となるよう、保険料賦課率を設定
- 医療費の自然増減等（納付金の増減）により、保険料（軽減前）が増減する仕組みを継続

(3) 本市の保険料軽減策

区 分	保険料(軽減前)から軽減するもの	公費負担に含まれるもの
法定繰入分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者支援制度 ・ 保険料法定減額分 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政安定化支援事業
法定外繰入分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料未収分補填 ・ 非自発的失業者の保険料軽減 ・ 均等割 3%引き下げ ・ 年度間調整 ・ 保険料の減免額に充てるため (条例減免) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国庫不足補填 ・ 地方単独事業の医療給付費波及増等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料所得割の独自控除 ・ 滞繰分保険料収入充当分 	

4 今後の予定

区 分	県	本 市
平成 29 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納付金に係る条例案を上程 ・ 運営方針の策定(知事決定)・公表 	—
平成 30 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30 年度の納付金に係る本算定結果を市町村に提示 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営協議会において、本市保険料算定に係る改正案の審議
2 月	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市保険料算定に係る条例改正案を上程
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度施行(新制度による本市の保険料算定は 6 月) ・ 周知、広報 	

5 その他の国の改正予定事項(保険料関係)

- ・ 保険料賦課限度額の引き上げ

